

4 経営第3160号
令和5年3月31日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農林漁業経営資本強化資金実施要綱等の制定等について

今般、農林漁業経営資本強化資金の創設及び各種期限の延長等に伴い、下記1のとおり通知が定められ、下記2から6までの通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮願をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

記

- 1 農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）
- 2 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）
- 3 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）
- 5 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）
- 6 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）